

若者カルチャーからの学びと犯罪予防（１） -スケートボード利用者への量的調査より-

著者	小関 慶太, 小松 仁美
雑誌名	八洲論叢
号	1
ページ	1-13
発行年	2021-09-30
URL	http://doi.org/10.34381/00000113

若者カルチャーからの学びと犯罪予防（1）

-スケートボード利用者への量的調査より-

Learning from Youth Culture and Crime Prevention Part.1

: From a quantitative survey of skateboard users

小関慶太 小松仁美

KOSEKI,keita KOMATU,hitomi

キーワード：犯罪予防 若者カルチャー 質的調査 学び 専用競技場

Keyword:crime prevention, youth culture, qualitative research, learning, dedicated stadium

1.はじめに

スポーツ（sports）と法・社会・遊び・環境の観点よりオリンピック競技の1つであるスケートボードを題材に検討を試みたい。スポーツは、古くから一定のルール（rule）に基づき勝敗を決める、また様々な人に楽しみを与える身体表現の1つの手段である。スポーツそのもののルールもあり、これを社会全体から見た場合、公共の場、地域社会（community）においてスポーツ競技において、他者への不利益（例えば、指定敷地外での球技によるもの）を発生する要因（factor）にもなりうる。

スポーツにルールがあるように、社会秩序を守るためにもルールがある。このルールを逸脱してまで許されることではない。身体表現は、人生100年時代の健康にも大きく貢献するため、制限をすることはしてはならないと考える。

本稿では、法学的視点から地域の条例や道路交通法の禁止規定、犯罪（事件・事故・トラブル）発生状況を整理したうえで、スケートボード競技者に対して社会調査として「道路交通法と禁止条例の認知およびパークやスケートボード環境について伺うWEB調査『スケートボード環境整備に向けたアンケート調査』」を行い、分析を試みた。

2.公園条例

(1) 禁止条例

①千葉県都市公園条例¹

(行為の禁止)

第4条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

¹ 千葉県 https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000589.html#e000000342（最終閲覧日：2021.5.29）

(9) 公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること。

(平成 17 条例 73・一部改正・旧第 5 条繰上、平成 28 条例 44・一部改正)

千葉市は、条例 4 条 1 項 7 条で公園内でのスケートボードの利用を禁止している。これに対して、市民の声「オリンピック競技にスケートボードが追加され競技者人口も増えたため公園を整備して欲しい」旨に対して「千葉市総合スポーツ公園に令和 4 年度までにスケートボードやインラインスケート、BMX 等に対応するスケートパークを整備するために関係各所と協議している」旨の回答をした（2020 年 1 月）²。千葉市総合スポーツ公園は、2002 年に防災公園として整備されている³。

②栃木市駅前広場等迷惑行為防止条例⁴

(迷惑行為の禁止)抜粋

第 3 条 何人も、駅前広場等において、次に掲げる行為をしてはならない。

(5) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為に該当すると認められるときは、当該行為を行った者に対し、違反行為の中止、違反物件の撤去又は駅前広場等からの退去を求めることができる。この場合において、市長の求めに応じないときは、必要な措置を講じるものとする。

③水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例⁵

第 5 条 駅前広場においては、他の法令で禁止するもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めて規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 施設又は設備を損傷するおそれのある行為をすること。

(2) ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。

④大阪市公園条例⁶

抜粋

第 3 条 都市公園においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(9) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為をすること

⑤札幌市都市公園条例⁷

第 6 条 公園内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係る行為であつて特に市長

² 「千葉市市民の声」https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kohokocho/shiminnokoe/h27/r2-1368-.html?fbclid=IwAR0awcFyd_JFrJ6NBC_x-IMw75XKpa0z5-2M07WSDk9tZCEbhTnWVITud3M（最終閲覧日：2021.5.17）

³ 「千葉市総合スポーツ公園第 4 工区スケートパーク他 修正基本設計等業務特記仕様書」https://www.ur-net.go.jp/orders/toshin/pdf/order_28774_4.pdf（最終閲覧日：2021.5.17）

⁴ 栃木市 https://www1.g-reiki.net/tochigi/reiki_honbun/r390RG00001209.html（最終閲覧日：2021.5.30）

⁵ 水戸市 https://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000288/000361/001891/p021669_d/fil/ekimac-jourei.pdf（最終閲覧日：2021.5.30）

⁶ 大阪市 <https://krv800.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>（最終閲覧日：2021.5.30）

⁷ 札幌市 https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w_reiki_nonframe/H332901010003/H332901010003_j.html（最終閲覧日：2021.5.30）

の承認を受けた場合は、この限りでない。

(8) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。

札幌市では、「大通公園及び創成川公園では、札幌市都市公園条例第6条に基づきスケートボードを禁止」「なお、他の公園でも、公園の施設が傷むおそれがある場合、他人に危害を及ぼすおそれのある場合や他人の迷惑になる場合は、同様に禁止⁸」している。

(2) 道路交通法

道路交通法 第76条

何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

(略)

三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

道路交通法第76条4項3号では、「頻繁な道路」でのスケートボードの使用を禁止している。「頻繁な道路」が争われた事例として損害賠償請求事案A「本件道路が道路交通法七六条四項三号の「交通のひんぱんな道路」に該当するかについて検討するに、同条項は、道路における交通の妨害ないし危険を生じさせないことを目的とし、また違反者には罰則も科されることからすれば、道路交通法七六条四項の各号に定める禁止行為と同程度に交通の危険が生じるような行為を禁止していると解されるところ、本件道路は住宅地にある幅員約四メートルの道路で、付近の住民の乗用車等を除き、他の車両の通行・通り抜けもあまり想定されないし、実際に「ひんぱんな」交通があることについて具体的な主張立証もないから、かかる道路上で球技をすることが、道路交通法七六条四項各号に定める程度に交通の妨害ないし危険を生じさせる行為とはいえず、本件道路で球技をすることが道路交通法七六条四項三号に違反するとはいえない。⁹」、損害賠償請求事案B「本件は、原告を使用者とする普通乗用自動車（タクシー）と、スケートボードに乗った被告との間の交通事故について、原告が、被告に対し、民法709条に基づき、物的損害等に係る損害賠償金及びこれに対する事故の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。1.基礎となる事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）(1)平成23年3月26日午後10時55分ころ、東京都渋谷区神宮前4丁目30番先の交差点（以下「本件交差点」という。）で、原告の従業員であるB（以下「B」という。）が運転する事業用普通乗用自動車（タクシー。以下「原告車」という。）と、スケートボードに乗った被告（当時24歳）が衝突した（以下

⁸ 札幌市「公園の利用について」

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/top/chui.html#:~:text=%E5%A4%A7%E9%80%9A%E5%85%AC%E5%9C%92%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%89%B5%E6%88%90%E5%B7%9D.%E7%A6%81%E6%AD%A2%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%8A%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>（最終閲覧日：2021.5.18）

⁹ 大阪地方裁判所・平24（ワ）11090号（平成24年1月14日）判例番号2014WLJPCA01146005

「本件事故」という。）。(甲1, 弁論の全趣旨)(2) 本件交差点は、青山通り方面（東）と明治神宮方面（西）に延伸する表参道通り（以下「本件道路」という。）と、渋谷方面（南）と新宿方面（北）に延伸する明治通りが交差する十字路であり、信号機による交通整理が行われている。本件道路は、中央分離帯が設置された片道3車線の道路であり、制限速度は時速50kmである。本件交差点及び本件道路の状況は、別紙交通事故現場見取図（以下「別紙図」という。）記載のとおりである。(乙1, 4, 弁論の全趣旨)(略)(2) 以上によれば、本件事故は、制限速度内で青信号に従い本件交差点に進入した原告車と、スケートボードに乗り、赤信号で本件道路に進入した被告との間で生じた事故であるところ、被告は、時速50kmで走行していた原告車が約12.1m走行した間に少なくとも6.4m走行しており、相当の速度で本件道路に進入したと推認されること、道路交通法76条4項3号は、交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれに類する行為をすることを禁止しているところ、本件道路は中央分離帯が設置された片道3車線の道路であり、同号所定の「交通のひんぱんな道路」に該当すると解され、本件道路をスケートボードで走行すること自体が禁止されていることにかんがみると、本件事故の原因は専ら被告にあると言わざるを得ず、本件事故について過失相殺をすることは相当でない¹⁰とした。

「ひんぱんな道路」とは、裁判例からの解釈は幅が広く曖昧な表記である。他方で状況や情勢に応じた解釈ができるのではないと思われる。その背景には厳格な禁止事項ではなく、危険であることを前提としつつも利用者に注意の喚起と自由があり、犯罪化を避けようとしていると解される。

(3) 禁止理由と対策

各地域での禁止となっている理由は、「他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること」であると考えられている。その背景には、科学的知見より結果予測による予見可能性の有無に関わってくる。

スケートボードは、目に見える形でのブレーキはないが、スクールなどでは段階的なスキルに応じてブレーキ方法の指導を行っているが、誰もが最初から技術を習得し、人と車などとの接触の危険性を安全に回避できるわけではない。したがって、出来たとしてもそれは一部の者に限られることで結果予測義務を果たすことが困難であると解される。

すなわち、公共の場においてそれぞれの地域の条例が禁止するように危険が前提にある以上、これを容認することは難しいのではないだろうか。とはいえ、条例で禁止をしている地域にスケートボードパークを設置しているわけではない以上、子どもたちの遊び場でスケートボード遊び（広義な意味）を行う機会を認めていると解される。

4. スケートボードにおける事件・事故・迷惑行為

(1) スケートボード行為が被害・加害行為になった事例

子どもが被害を受けた事例として、2020年6月「信号のない交差点でスケートボードに乗っていた5歳の幼稚園児がワゴン車にはねられ、頭や胸を強く打って死亡」（東京都世田谷区）、2015年7月「市道交差点で、小5男児が軽乗用車にはねられ全身を強く打って死亡」（栃木県日光市）、2012年5月「小3女児が路線バスと衝突し頭を強く打って死亡」（東京都江戸川区）、2011年5月「小6

¹⁰ 東京地方裁判所・平23（ワ）31483号（平成24年7月20日）文献番号：2012WLJPCA07208021

男児が軽乗用車にはねられ頭を強く打って重体」（茨城県鹿嶋市）、2008年4月「小5男児がトラックにひかれ全身を強く打って死亡」（埼玉県さいたま市）¹¹が挙げられる。

大人が被害を受けた事例として、2020年6月「21歳の大学生が道路をスケートボードで走り、大型トラックに衝突し死亡」（滋賀県彦根市）¹²、2020年1月「スケートボードに乗っていた22歳の男性会社員が後ろから来た軽乗用車にはねられ、頭を強く打って死亡」（栃木県那須塩原市）¹³、が挙げられる。

加害行為としては、「書類送検されたのは、静岡市清水区在住の31歳無職の男。8月1日午後4時頃、交通量の多い静岡市葵区の市道でスケートボードに乗り、走った。現場は一方通行で、道路を走行していた自動車を追い越そうと試み、衝突。サイドミラーを破損させた。」（静岡県静岡市）これに対して「安全意識が低い」「スケボーで道路に出るな」¹⁴といった声が挙がっている。2021年9月、同年8月愛知県名古屋市中区交差点で電動スケートボードで自動車と衝突事故を起こしたとして道路交通法違反（安全運転義務違反）で書類送検された。男性は電動スケートボードを公道での運転が禁止されていることに対して「公道で運転してはいけないと分かっていた」という。本事案では、死傷者はいなかった¹⁵。

(2) トラブル事例

2021年1月「国名勝「錦帯橋」では1月、スケーターが橋板を傷つける事件」（山口県岩国市）、「警固公園では、夜間にスケボーをする若者の迷惑行為を防ぐため、常駐の警備員が目を光らせる」（福岡県福岡市）、「佐賀市の玄関口・JR佐賀駅そばの広場ではトラブルをきっかけに、4月に禁止を告げる看板が設置された。スポーツの振興と市民の理解のはざままで行政も苦慮している。（略）3月中旬、広場横の交差点で信号待ちをしていた人にボードが当たったのがきっかけ。」¹⁶、「公園では木製のデッキやベンチが犠牲に。公園事務所の担当者は「どこでも滑っていいという認識が広がったら困る。子どもも利用するので、安全面も心配だ」と憤りをあらわにする。」（東京都江東区）¹⁷等が挙げられる。

横浜市内でも注意喚起をしても収まらずイタチごっこ化しているという。公園は、オープンスペースであり、だれもが制限なく使える場所¹⁸でありたいが、横浜市の担当者（環境創造局）は「高島水際線公園では違反者が絶えなかった「潮入の池」横の階段テラスにわざと切れ込みを入れ」、「本当に

¹¹ 柳原三佳（2020.8.5）「スケートボード、キックスケーター、子どもの事故多発に親としてどう備えるべきか」
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yanagiharamika/20200805-00191640/>（最終閲覧日：2021.6.30）

¹² 京都新聞（2020.6.4）「スケボーの大学生がトラックにはねられ死亡 友人と愛知目指し走行中 滋賀・彦根」
<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/268766>（最終閲覧日：2021.6.30）

¹³ 前掲柳原

¹⁴ ニコニコニュース「31歳無職男、交通量の多い路上でスケートボードに乗り事故で書類送検 相次ぐ事故に怒りの声」
<https://news.nicovideo.jp/watch/nw8022734>（最終閲覧日：2021.6.30）

¹⁵ Jiji.com（2021.8.2）「電動スケボーで衝突事故 道交法違反容疑で書類送検—愛知県警」
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021080200595&g=soc>（最終閲覧日：2021.9.8）

¹⁶ 西日本新聞社（2021.5.27）「スケボー熱に水差すトラブル 愛好者増え迷惑行為増…接触事故も」
<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/745135/>（最終閲覧日：2021.6.30）

¹⁷ 日本経済新聞社（2021.4.24）「五輪採用のスケボー人気、陰でトラブル 文化財破損も」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE190VR0Z10C21A4000000/>（最終閲覧日：2021.6.30）

¹⁸ 早川礎子=小関慶太=磯崎えり奈「都市公園とこどもの遊びの予備的研究-冒険遊び場を題材に」『小田原短期大学研究紀要（51）』（小田原短期大学、2021）101頁以下／小関慶太「子どもの遊びと環境の公園研究（1）-観察調査より幼児と環境-」『リカレント研究論集（1）』（八洲学園大学リカレント研究センター、2021）8頁以下

切なかったです。加工してしまったら、もう元に戻すことはできないわけですから・・・」¹⁹と苦悩の選択をせざるを得なかったと説明をしている。

（3）スケートボードのできる環境がないことが要因となった事例

横浜市西区の商業施設ではスケートボードを行うことを目的とする者の侵入があつてを絶たない。例えば、2020年11月「商業施設やビルの敷地内に滑走目的で立ち入ったとして、戸部署は24日、軽犯罪法違反（立ち入り禁止場所等侵入）の疑いで、相模原市南区に住む美容師の男性（21）ら4人を書類送検」（神奈川県横浜市西区）²⁰、2020年11月～翌1月「商業施設などの敷地内にスケートボードをするために無断で立ち入ったとして、戸部署が20代の男性8人を軽犯罪法違反（立ち入り禁止場所等侵入）の疑いで書類送検」（同西区）²¹、本件はその後不起訴処分²²となった。西区では「戸部署は昨年11月～今年3月、滑走目的の立ち入りが禁止されている横浜駅周辺やみなとみらい21地区の商業施設やビルの敷地内にスケートボード目的で立ち入ったとして、軽犯罪法違反容疑（立ち入り禁止場所等侵入）で19～24歳の男性15人を書類送検した（すべて不起訴処分か審判不開始決定、不処分決定）。署によると、スケートボードに対する苦情は2019年に350件。昨秋以降、県警が取り締まりを強化したこともあり、20年は323件、今年は3月末時点で前年同期比56件減の27件となっている。」²³。このような実情に対して県内で施設を増設の方向で進めている。

また「スケートボードなどの行為は禁止です」。東海道新幹線や在来線が乗り入れるJR豊橋駅（愛知県豊橋市）の改札口から続く2階部分に広がる歩行者デッキにアナウンスが繰り返し流れる。デッキには「スケートボード禁止」と書かれた看板もあちこちに立つ。同駅を管轄する豊橋署では「昨年ごろからスケートボードへの対応が明らかに増加している」（石川力副署長）といい、1～3月の3カ月だけで警察官が現場に駆け付けた事案が27件起きた。延べ31人に警告し、1月には、道交法に基づく再三の警告を無視して公道で滑り続けた少年4人に交通切符（赤切符）も交付した。²⁴等が挙げられる。

以上のように、オリンピック競技となった背景もある中でスケートボードへの人気が高まるが、競技を行う場所がないため、禁止されている場所などで行って他人に被害を与えてしまうことで、本競技に対するマイナスのイメージを否めることはできない。

¹⁹ 大野ルミコ（2015.8.15）「誰もが安全・快適に利用できる公園をめざして」
https://hamarepo.com/story.php?page_no=1&story_id=4413（はまれぽ.com）（最終閲覧日：2021.8.29）

²⁰ 神奈川新聞社（2020.11.24）「スケボー目的侵入で4人書類送検 「人少なく練習しやすい」」
<https://www.kanaloco.jp/news/social/case/article-313324.html>（最終閲覧日：2021.6.30）

²¹ 神奈川新聞社（2021.3.4）「スケボー目的無断侵入、8人書類送検 「滑りやすそうだ」と」
<https://www.kanaloco.jp/news/social/article-419827.html>

²² 神奈川新聞社（2021.3.16）「横浜の商業施設にスケボー目的で立ち入り、男性3人不起訴に」
<https://www.kanaloco.jp/news/social/case/article-431764.html>（最終閲覧日：2021.6.30）

²³ 神奈川新聞社（2021.4.6）「スケボー迷惑滑走の取り締まり強化 解決へ施設「整備を」」
<https://www.kanaloco.jp/news/social/article-458064.html>（最終閲覧日：2021.6.30）

²⁴ 前掲日本経済新聞社

5.スケートボード競技をめぐる諸相

(1) スケートボードとは

スケートボードは、一般的には、1枚のデッキに、グリップテープ（滑り止め）を貼り、2つのトラック（車軸）、2つ以上のウィール（車輪）を取り付けた乗り運動するための同名の玩具を指すとともに、その玩具を使った遊びかつパフォーマンスな運動を指す。オリンピック東京2020のオフィシャルサイトによると、スケートボードは「1940年代にアメリカ西海岸で木の板に鉄の車輪をつけて滑った遊びが始まりとされており、1950年代に入って木製の板にゴム製の車輪がついた『ローラーサーフィン』という商品が販売され、これが現在のスケートボードの原型になったといわれる。とくに若者に人気の比較的新しいスポーツで、1980～1990年代にかけて世界に広まった。1990年代後半からは、グラフィックや音楽、ファッションをともなうストリート・カルチャーの中心的な位置を占めるようになった」とある²⁵。

したがって、競技として取り上げられるようになる以前に、スケートボードは遊びであり、ストリート・カルチャーとして若者に支持されてきた歴史を持つ。競技場で、ルールに従って行うスポーツとしてのスケートボードは、非常に今日的な見方であり、オリンピックを観戦するような世相を表してはいるものの一側面であって、スケートボーダー（以下「スケーター」）にとって必ずしも符合するものではない。

スケーターにとってスケートボードは、芸術や生き方、競技、スポーツ、遊び、エンターテインメントなどと関連し、技術革新や都市の空間利用をめぐる抗争の歴史とともに様々なスタイルがうまれた結果、多様な見方やとらえ方を含んでおり、一様ではない。とらえ方やスタイルの違いが、時としてスケーター同士を分断させたり、コンフリクトを生じさせたりもするが、スケートボードシーンを牽引してきたのは一般社会では変わり者や厄介者とみなされるような都市構造物の破壊行為を含みながらも芸術的で優れた身体能力もつ者であった。メンテナンスされ、順序を守り、一定のラインで滑走することが求められるスケートパークではなく、交通状況や日々変化する構造物の状態に応じて高い滑走技術が求められる街中においてトリックを繰り返しながら芸術的に通行人やモノをよけて滑走するスケーターは、現在でもリスペクトされている。

他方で、スケーター以外の人々にとってスケートボードはまったく接点がないか、先に述べた条例や道路交通法による禁止や制限がなされている事実や、事件・事故・迷惑行為が起きていることからわかる通り、都市の構造物を破壊したり、騒音を立てたり、通行を妨げたりする違法性の高い迷惑な存在ではないだろうか。あるいは、エクスゲームやエクストリームスポーツ、アーバンスポーツの一種として、観て楽しむものではないだろうか。

(2) スケートボード人口の高まりとスケートボードパークの不足

オリンピック競技種目に加わったことで、スケーターであるか否かを問わずスケートボードは、競技として、専用の場所で行われるスポーツの一つとしてみなされつつある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会には、大きな皿や深いお椀をいくつも組み合わせたような、複雑な形をした窪地状のコースを一気に駆け上がり、空中へ飛び出す美しいエア・トリックを見どころとする

²⁵ TOKYO2020HP「スケートボード」『競技概要』<https://tokyo2020.org/ja/sports/skateboarding/>（最終閲覧日：2021.3.31）

「パーク」と街にあるような階段や手すり、縁石やベンチ、壁や坂道などを模した直線的なセクションを配したコースでさまざまなトリックを繰り出す「ストリート」が加わった。出場者は、専用パーク内での練習が求められている。

これら以外にも、スラロームやフラットランドなど様々な種目があり、大会が催されているが、競技・スポーツとしてのスケートボードは、滑走してもよい専用の場所で滑ることが往々にして求められる。

ところが、滑走してもよい専用の場所は非常に少ない²⁶。NPO 法人日本スケートパーク協会が行った2017年の調査によると国内の公共パークは100か所である。これに民間のパークが加わることから、実際のパーク数はもう少し多い。また、オリンピック競技化に伴い、スケートパークが各地に建設・運営され始めているとはいえ、絶対的に数は多くない。

他方で、正確な数字では表せないものの、スケートボード人口は増加しつつある。一人でも複数人でも体験できる遊びであること、教室で体を動かす遊びの一つとして習える環境ができつつあること、オリンピック競技になったことに加えて、COVID-19感染症の蔓延により非接触の外遊び・運動機会として注目を浴びるなどして、子ども・若年層を中心にスケートボーディングの機会が増えつつある。また、若いころに体験した親がわが子のスケートボーディングを契機として再燃する、子どもがスケートボードをはじめたことをきっかけに親子で始めるなど、スケートボード人口を押し上げる要因が高まりつつある。

しかしながら、先に述べたようにパークの数は圧倒的に少なく、増加するスケートボード人口に対して十分な数は用意されていない。

(3) スケートボードパークの必要性

各地域でスケートボードが禁止される背景を踏まえて、スケートボードをスポーツとして安全に適法に開始するにあたっては、道路交通法による禁止や制限がなされている道路や公園を避けて、スケートボードの滑走が許可されている場所での滑走が欠かせない。また、人との接触の危険性を回避するブレーキングなど基礎的なスキルの獲得が欠かせない。

特に子どもがスポーツや遊びとしてスケートボードを開始するにあたっては、特に専用のパークで安全な環境で、安全な滑走技術の習得を通して、学び、安全に適法に滑走する知識と技術の獲得が求められよう。しかし、子どもの生活圏の中にそうした体験・学びの場が十分に用意されていないなかで、「禁止」が先行している。

専用パークはそれほど多くはないなか、こうしたパークに人々が集中して、土日祝日などは芋の子を洗う様な状況で他の競技と一緒にスケートボードが行われている²⁷。ある程度の技術があれば、行動を予測して他者のあいだを縫って滑走しトリックをメイクすることは可能であるが、ビギナーにとっては他者にぶつからないように滑走すること自体が容易でない²⁸。また、接触事故や不要な喧嘩を避けるためにも、スケートパークでは、滑走の順を待つ、ラインに沿って滑走するなどが暗黙の了解

²⁶ NPO 法人日本スケートパーク協会 HP「国内スケートボード利用者数推計と今後の動向」（2017）

<http://www.jspa.or.jp/wp-content/uploads/2017/06/a726105b75ff618eb8a3bbff1fd349ce.pdf>（最終閲覧日：2021.8.1）

²⁷ パークにより利用できる競技・種目は異なるが、BMX やインラインスケート、フリースケートなどと同一パークで同時利用することが一般的である。ラインが異なる他競技・他種目への理解がないと、接触リスクは高まる。

²⁸ 他のローラースポーツと異なり足が玩具と固定されていないため、スケートボードは転倒などすると身体から離れて他者にぶつかるなどして加害につながるケースがある。

としてあり、その順やラインの順守ができないビギナーは牽制の対象となることがある。牽制がなくとも、始めたてのビギナーは、スケートボードを一定程度コントロールできるようになるまでは十分な空間的・時間的なゆとりが必要不可欠である。自由に滑走することで基本的な滑走技術を身につけていくため、ゆとりがないパークでは、練習場所を見つけられずに委縮して帰る状況も生じている。

こうした状況から、本末転倒ながら、ビギナーがスケートボードを禁止する公園や自宅近くの公道などで、プッシュやチクタクなど最低限の技術を SNS や動画サイトを見ながら練習し、その後パークデビューを飾ることは珍しくない。安全でない場所で始めることによる事故やケガはもちろん、禁止事項を知らないケースも含めて結果的に違法またはそのリスクの高い状況でスケートボードを開始せざるを得ない、滑走できるがブレーキングを知らずにパークデビューして衝突事故を起こすなど問題が生じている。ビギナーを含めて誰しものがのびのびと滑走でき、アクセスしやすいパークの整備が必要とされているのではないだろうか。

6.スケートボード競技者へのアンケート調査

(1) 調査概要

以上の問題意識から、本稿においてはスケーターに対して、道路交通法と禁止条例の認知およびパークやスケートボード環境について何う WEB 調査「スケートボード環境整備に向けたアンケート調査」を行った。

実施期間は 2021 年 7 月 2 日～同年 7 月 31 日で、SNS 上²⁹に掲示して回答及び拡散を依頼し、別途、スケートボード関連の協会や団体、個人に回答及び拡散への協力依頼を行った。

調査項目は、スケートボードに関して、経験やスタンス、スケートジャンルやスタイルなどを問う 4 項目、滑走場所に関する質問 4 項目、滑走時間に関する質問 3 項目、一緒に滑走する相手に関する質問 2 項目、滑走に関する法・条例についての認知を問う 2 項目、パークやスポットへの要望に関する質問 13 項目、スケートボードに対する意識を問う 10 項目、パークやスポットの利用マナーに関する質問 12 項目、小学生以下の子どもがスケートボードを始めることに対する意識を問う 9 項目、公道での滑走に関する項目に加えて、性別、年齢、居住地を尋ねた。

700 票が回収され、論理エラーチェックを行った結果、1 票を無効票として 699 票を有効サンプルとした。

(2) 回答者の属性

本調査の回答者（N=699）は、男性 91.4%、女性 8.6%であり、圧倒的に男性が多かった。スケーターが男性に偏る傾向があることから、回答者にも偏りが出たと考えられる。年齢は、N=694、平均値 29.85、中央値 30、SD=11.41、最小値 5、最大値 61、尖度-1.30、歪度 0.11 であった。20 歳前後の若年層が最も多かったが、長年スケートボードを楽しんできた 30 代から 40 代前半の方々もいた。スケートボードの経験年数は、N=663、平均値 7.84、中央値 4、SD=8.60、最小値 0.083（1 ヶ月）、最大値 45、尖度 1.63、歪度 1.52 であった。スケートボードの経験年数 5 年未満の者が全体の 52.64%を占めている一方で 10 年以上の者も 27.80%おり、ある程度の経験を重ねるとスケートボードを継続的に行うものと考えられる。なお、年齢とスケートボード経験年数との相関分析の結果、相関係数は

²⁹ Instagram、Facebook などを活用した。

0.511 と弱い正の相関がみられた（表1）。若者の競技と考えられがちであるが30代、40代で始める者も少なくはないが、押しなべて年齢が高まるほど、スケートボード経験年数は伸びる傾向にあるといえよう。

表1 年齢とスケートボード経験年数の相関関係

		平均	標準偏差	度数	相関係数	p 値	
Q1	あなたのスケボー歴を、おおむね何年何か月か教えてください。（n = 663）	7.844	8.598	663	0.511	0.000	***
Q22	あなたの年齢を教えてください。（n = 658）	29.852	11.411	694			

***: p<0.001

(3) 回答者の滑走場所

回答者の滑走場所について、以下の2項目を用いて検討する。

Q5 あなたの主な滑走場所として最も近いものを、1つを選んでください。

Q7 ご自宅から主な滑走場所までの平均の移動時間に最も近いものを教えてください。

主な滑走場所を問うQ5からは、「街路・路上（街中の公道や歩道など）」は22.60%、「滑走が禁止されている公園や駅前」は9.16%、「滑走が許可されている公園や屋外広場」は27.90%、「屋外スケートパーク（有料/無料）」は32.05%、「屋内スケートパーク（有料/無料）」は5.44%、「自宅など私有地敷地内」は2.86%であった（n=699）。道路交通法や条例などによって禁止の対象となりうる場所で滑走している者が31.76%であった一方で、スケートパークを利用する者が37.48%であった。

自宅からの主な滑走場所までの移動時間を問うQ7からは、「30分未満」は62.80%、「30分以上1時間未満」は27.32%、「1時間以上1時間半未満」は5.29%、「1時間半以上2時間未満」は3.00%、「2時間以上」は1.57%であった（n=699）。半数以上の回答者は主に自宅から30分未満の場所で滑走しており、90.13%の回答者は主に1時間未満で移動できる場所で滑走していた。

パークで滑走するか否か、道路や公園で滑走するか否かにかかわらず、自宅から近い場所で滑走していることがわかる。これは、スケートボードが天候に左右され、持って移動するには重くかさばる玩具であることに加えて、練習を共にする仲間との集まりやすさなどの影響を受けているのではないだろうか。いずれにしても巨大な専用施設を地方に作ることも必要であろうが、生活圏の中に滑走可能な場所が複数用意されることが重要なのではないだろうか。

(4) 回答者の法律や条例の認知

回答者のスケートボードの規制に関する法律や条例の認知について、以下の2項目を用いる。

Q14 あなたはスケートボードで公道を滑走することが規定されていること（道路交通法76条4項3号）を知っていますか。☑

Q15 あなたのお住まいの地域では、スケートボードの滑走に関する条例が定められていますか。

道路交通法76条4項3号の認知を問うQ14の結果、「知らなかった/初めて聞いた」は12.7%、「法律があることは知っている」は36.8%、「なんとなく法律の内容を理解している」は33.8%、「法律の内容まで理解している」は16.7%であった（n=699）。

居住地域のスケートボード禁止条例の認知を問うQ15の結果は、「条例はない」は20.6%、「条例

がある」は 10.7%、「条例があるかないか、わからない」が 68.7%であった（n=699）。

道路交通法を理解したうえで滑走している回答者は限定的であり、さらに、条例に至っては半数以上が明確に回答できなかった。

本調査では、以下の通り居住地と滑走場所について自治体名をうかがっている。

Q6 あなたが主に滑走する場所の市町村名をお教えてください。（例：○市、▽町、◇村）

Q23 あなたのお住いの、市町村名をお教えてください。

これらの回答のなかで、千葉市、栃木市、水戸市、大阪市、札幌市を「条例がある」、その他の市町村を「条例がない」とした。

実際の居住地（Q23）の条例の有無と条例の認知（Q23）のクロス集計を行ったところ（表2）、条例がない市に居住している者は「条例はない」と認知し、条例がある市に居住している者は「条例がある」と認知しているという全体的な傾向が読み取れる³⁰。

続いて居住地の条例の認知（Q23）と実際の滑走場所（Q6）の条例の有無とのクロス集計を行った（表3）。「条例はない」と認知している回答者はより条例がない市町村で滑走し、「条例がある」と認知している回答者ほど条例がある市町村で滑走している傾向が読み取れる。これは先に述べた通り自宅から近い場所で主に滑走することによるのであろう。

さらに、実際の居住地（Q23）の条例の有無と条例の認知（Q15）、実際の滑走場所（Q6）の条例の有無とのクロス集計を行った（表4）。実際の居住地に「条例がある」者は、条例があることを認知している傾向にあり、条例のない市町村へと移動して滑走する者もいる。他方で、実際の居住地に「条例がない」者は、条例の有無の認知には誤りをもつ者も一定数おり、なおかつ、実際には条例がない市町村から条例がある市町村に滑走に出かけているケースもみられる³¹。しかしながら、市民からの何らかの要請を受けてスケートボードを規制しようとして作られた条例は、スケーターに十分に周知されていない可能性があり、周知が徹底されていないことは課題ではないだろうか。

表2 居住市町村の実際の条例の有無と条例の認知とのクロス集計

Q15 あなたのお住まいの地域では、スケートボードの滑走に関する条例が定められていますか。					χ ² 値	p値
	条例はない	条例がある	条例があるかないか、わからない			
Q23 あなたのお住いの、市町村名をお教えてください。	条例がない（n=616）	21.3%	9.7%	69.0%	12.602	0.002 **
	条例がある（n=47）	10.6%	25.5%	63.8%		

**：p<0.01

³⁰ スケーターは母集団の特定が非常に困難なため、本調査は設計上スノーボールサンプリングのWEB調査として実施した。1%水準で有意な差がみられたが、本調査では母集団を推定できないため、回答者の傾向として読み解いた。

³¹ 条例があってもパークなどで滑走している場合が想定されるため、一概に条例違反とは考えられない。

表3 居住地の条例の認知と実際の滑走場所の条例の有無とのクロス集計

		Q6 あなたが主に滑走する場所の市町村名をお教えてください。		χ^2 値	p値
		条例がない	条例がある		
Q15 あなたのお住まいの地域では、 スケートボードの滑走に関する条例 が定められていますか。	条例はない (n = 143)	95.8%	4.2%	22.182	0.000 ***
	条例がある (n = 74)	82.4%	17.6%		
	条例があるかな (n = 475)	95.8%	4.2%		

***: p<0.001

表4 居住市町村の実際の条例の有無と条例の認知と実際の滑走場所の条例の有無とのクロス集計

	Q15 居住地域のスケートボード 禁止条例の認知		Q6 滑走市町村の条例の有無		
	条例はない	条例がある	条例のない都市	条例のある都市	
Q23 あなたのお住いの、 市町村名をお教えてください。 「条例がない」	条例はない (n = 131)		98.5%	1.5%	100.0%
	条例がある (n = 60)		95.0%	5.0%	100.0%
	条例があるかないか、わからない (n = 422)		99.1%	0.9%	100.0%
Q23 あなたのお住いの、 市町村名をお教えてください。 「条例がある」	条例はない (n = 4)		0.0%	100.0%	100.0%
	条例がある (n = 12)		16.7%	83.3%	100.0%
	条例があるかないか、わからない (n = 30)		46.7%	53.3%	100.0%

7.結びに変えて

本調査では、道路交通法及び条例によって禁止されている場所でのスケーターが全体の約30%と非常に多くいた半面で、そのような空間で行わざるを得ないという状況でもあることを鑑みると、専用のパークの整備が急務と言えよう。例えば、条例のある千葉市には、有料の民間パークがあるほかは条例により滑走場所がないため、スケーターは隣接する市区町村の有料・無料、公営・民間の大小さまざまなパークへと移動せざるを得ない。パークが近いまたは交通機関が整備されている地域の居住者においても、独力で移動が容易にできない児童生徒など若年層においても被害者にも加害者にもしない安全な走行ができる環境の整備は不可欠である。

法令や条例を知らない者が相当数の割合で存在している。確かに道路交通法が示す「ひんぱんな道路」に関しては解釈が非常に難しい。しかし、本法令の解釈に関して、あいまいさを残しているから犯罪化にしない努力的な姿勢を感じることもでき、自由を残しているとも解することができる。

以上より、スケートボード人気が高まる中、安全にスケートボードを始める環境が十分に提供されていない中、一部の迷惑行為に基づいてスケートボードを取り締まる動きがある。条例が制定されているものの十分に周知されていないことにより、スケーターが意図せず違法な状況に置かれているケースも少なくないであろう。今後、子どもたちがスケートボードを始めるにあたっては、こうしたリスクがより高まる。社会全体でスケートボードを一つのスポーツとして支えていく仕組みとして、法規制より身近な場所でスケートボードを始めて楽しみながら社会倫理、ルール、マナー³²を学べる環境が提供されることや、自治体ごとに異なる条例をわかりやすく周知していくことも必要であろう。

³² 自動車の自動運転の刑事責任に関しても法整備が遅れており欧州では倫理規定が先行している（日経クロステック（2021.8.5）「自動運転レベル4へ法改正、ドイツ先行 状況次第で違反も甘受か」（最終閲覧日：2021.9.5）／日本経済新聞「自動運転の事故、誰の責任」、2021.8.31版）。スケートボードは自動運転（auto pilot）とは異なり、利用者が手動操縦（self pilot）することが可能であるがゆえに責任も行為者にかかってくる。人気競技となった以上は、個々人の倫理やルールを守って行動することに期待をしていく必要もある。

カルチャーから学ぶことで法規範としての犯罪予防とは別の、体感として事件や事故、犯罪予防に効果的な意味合いを持つのではないだろうか。またスケートボード利用者の軽率な行動が新たな被害者を生んでしまう危険性もある。例えば、東京地裁判決（平成13年（ワ）7746号）は、マンションの敷地内のスロープをスケートボードで走行していた女兒が公道に飛び出て、走行中の自動車にはねられた交通事故で相当額の損害賠償請求を行った事案がある。誰もが被害者にも加害者にもならず楽しく滑走できる空間の整備も必要となる。

今後の課題として、2021年8月、同年6月東京都新宿区内の交差点に信号無視で侵入、無免許で電動キックボードを利用した若年者層の女性が危険運転傷害で書類送検された。電動キックボードは、法的に原動付き自転車（原付バイク）と同等の扱いとなるため、ヘルメット・ミラー・ウインカー・ナンバープレートの装備と運転免許も必要である³³。

2020年以降新型感染症拡大により屋外での遊びや公共交通機関以外の移動方法、TOKYO2020オリンピック効果により、スケートボードに限らず、子ども（児童生徒）や若者（若年層）カルチャーの拡大が進む中で、法（規範）と社会（実態）の相関性、はざま（境界）に意識を向けてさらなる研究を行いたい。

謝辞

本研究の社会調査にあたってご回答並びに拡散にご協力くださったスケーター、スケートボード協会ならびに団体、他競技の競技者の皆様に心より感謝申し上げます。また、アンケートへのご意見、ご感想をお寄せくださった方にも深く御礼申し上げます。

脱稿日：2021年8月20日

受理日：2021年8月20日

小関慶太：八洲学園大学 生涯学習学部 専任講師

小松仁美：東洋大学 ライフデザイン学部 非常勤講師

³³ テレビ朝日（2021/8/27）「「走り放題」電動キックボード“危険運転”適用も…」
<https://news.yahoo.co.jp/articles/33d21276e7215b23ed4ad4c52264b40c2547d2d6>（最終閲覧日：2021.8.28）